

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		雨水貯留浸透施設設置費補助金		市の担当部課	都市整備部 土木管理課		
				問い合わせ先	0568-44-0334		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 7名		代表者名	-		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成30年度（平成23年度）	補助終了年度 令和8年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		近年ゲリラ豪雨や台風による浸水被害が頻発していることを受け、市民が自ら雨水タンクや雨水浸透樹の設置を行う場合や、下水道接続時に浄化槽を雨水貯留施設として転用する場合に、その費用の一部に補助金を交付することで、各家庭からの雨水が公共水域に流出することを一時的に抑制し、河川等における急激な増水等を軽減させ水害に対する防災・減災に寄与する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		231,800 円 (231,800 円)	133,500 円 (133,500 円)	156,200 円 (156,200 円)	255,000 円 (255,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		豪雨による河川等の急激な増水、道路冠水被害等の軽減を図るため、自己の住宅敷地内に雨水貯留浸透施設（雨水タンク、雨水浸透樹、浄化槽転用施設のことをいいます。）を設置される方に、設置に要した経費の一部に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		-			
		うち補助事業全体の経費		312,788 円			
		うち補助対象経費		312,788 円			
		補助対象経費の内訳		雨水タンク設置材料費		312,788 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		設置及び転用に要する材料費及び工事費の2分の1			
		補助限度額		①雨水タンク：25,000円/基、②雨水浸透樹：15,000円/基 ③浄化槽転用施設：50,000円/基 ※①②は複数の場合は50,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後、工事完了報告書に添付の領収書記載額に基づき交付額を確定するため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		雨水貯留浸透施設を各家庭等で設置する事において、その効果を数値で示すことは難しいが、降雨時に雨水排水が道路側溝や排水路へ流入する量が、一時的に多少でも減ることで、排水路等の急激な増水が抑制され、防災対策や被災の軽減が進む。 （実績：旧制度の平成23～29年度が計5件、平成30年度～令和3年度が25件）					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		-			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		-			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		雨水浸水防止施設設置費補助金		市の担当部課	都市整備部 土木管理課		
				問い合わせ先	0568-44-0334		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市雨水浸水防止施設設置費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和元年度	補助終了年度 令和8年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		近年ゲリラ豪雨や台風による浸水被害が頻発していることを受け、市民等が自ら浸水防止塀や浸水防止板の設置を行う場合に、その費用の一部に補助金を交付することで、各家庭等における浸水被害に対して直接的な防災・減災に寄与する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		0 円	0 円	0 円	400,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(400,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		近年頻発している集中豪雨による家屋等への浸水被害の防止・軽減を図るため、新たに浸水防止施設（浸水防止塀または浸水防止板のことをいいます。）を設置される方に、設置に要した経費の一部に対して補助を行う。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		-			
		うち補助事業全体の経費		-			
		うち補助対象経費		-			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		設置及び転用に要する材料費及び工事費の2分の1			
		補助限度額		200,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後、工事完了報告書に添付の領収書記載額に基づき交付額を確定するため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		雨水浸水防止施設を各家庭等で設置する事において、その効果を数値で示すことは難しいが、降雨時に雨水が各敷地内に侵入する直接的な被害の軽減に繋がる。 （実績：1件）					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		-			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		-			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		-			

※令和4年度の実績に基づき作成しています。